

令和2年11月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和2年11月19日

開会：午前10時00分～午前11時36分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 堀 俊 一

委 員 杉 岡 佐 緒 理

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 西本 岳史

教育センター長 中村 文俊 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。

それでは、ただいまから教育委員会11月定例会を開会いたします。

それでは日程第1「会期について」お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間

といたします。

それでは次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は江端委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、日程第3 議案第36号「令和2年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第36号「令和2年度教育費補正予算案についての意見」。

令和2年度教育費補正予算案についての意見を、次のとおりとする。

令和2年11月19日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第36号「令和2年度教育費補正予算案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

議案書1ページから5ページをご覧くださいませようお願いします。5ページの、「令和2年度教育費補正予算案」の表に沿って御説明させていただきます。今回補正させていただく事業は、6点でございます。

まず1点目は「学校教育施設整備基金積立事業」に係るものでございます。本市では、ふるさと納税制度を通じ、守口市ふるさと応援寄附金事業を実施しております。寄附金は「教育事業」、「福祉事業」、「使途目的の制限なし」の3区分で行っております。さらに、令和2年8月に新たに追加いたしました「災害・感染症等対応事業」のいずれかを指定することができます。目的別に寄附された寄附金を各使途目的に応じた基金へ積み立て、基金を財源とした事業の実施を通じて、寄附者の意向を市政に反映させることとしております。本市教育委員会では、教育目的として寄附された寄附金を学校施設整備基金へ積み立てております。今年度においては寄附金が当初予算の見込みを大幅に上回る寄附額で推移していることから、寄附金の受入れに係る歳入予算の補正措置及び歳入金額の増加に伴う学校施設整備基金への積み立てに係る歳

出予算の補正措置が必要となるものでございます。具体的な金額につきまして、御説明申し上げます。表中1「学校教育施設整備基金積立事業」における歳入予算といたしまして、寄附金の決算見込みと当初歳入予算の差額として、2,193,000円を計上しており、歳出予算といたしましては、基金積立金として同額の2,193,000円を計上しております。

続きまして2点目「自学自習力育成・読書活動推進支援事業」に係る費用でございます。今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市立学校において年度当初に臨時休業を行いました。学校再開後も、学校関係者に新型コロナウイルスの感染者が出た場合の臨時休業や、自身が濃厚接触者となった場合の2週間程度の出席停止が余儀なくされておる状況でございます。今後も新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、家庭での学習時間が増えることも考えられるため、自学自習の支援及び読書推進の一環として、市内在住の全ての児童生徒に図書カードを配布しようとするものでございます。なお、義務教育の最終学年の生徒については、進路選択を控え、より多くの図書の資料が必要となると考えられ、それを加味して配布すべきだと考えております。つきましては、図書カードの調達及び配布等の作業を委託する費用について、歳出補正予算措置が必要となるものでございます。具体的には表中2「自学自習力育成・読書活動推進支援事業」において、当該事業に係る業務委託の費用といたしまして、111,965,000円の歳出予算を計上しております。

続きまして3点目は「GIGAスクールサポーター配置事業」に係る費用でございます。本市では、電子黒板、書画カメラの普通教室等への設置や校内LANの整備に加え、このたびGIGAスクール事業による、一人一台端末の整備等、ICT環境の整備に積極的に取り組んできたところでございます。今後、一人一台端末とその他のICT機器等を相互に連携させ、効率的に活用し、子どもたち一人一人に個別最適化された学びを実現するためには、デジタル教材などのソフト面の整備と、教員の指導

体制の充実を図ることが課題となります。加えて、コロナ禍による臨時休業等において、オンライン授業や端末の持ち帰り学習等を確実に実施するための、制度設計をはじめ、活用マニュアル等の見直しや技術面での学校支援が不可欠であると考えております。そのため、全学年に端末が導入され、授業等で積極的な活用が開始される中で、ICT支援員と協働し、学校を支援できる統括的な役割を持つ専門的な人材を配置することにより、GIGAスクール事業の推進に資するため、導入初期のアドバイザーとして、ICT環境整備の設計、端末の持ち帰り等のマニュアルの作成、教員に対する使用方法の周知や研修、オンライン授業実施の支援、授業支援等の技術的な側面から支援を行うためのGIGAスクールサポーターを、各中学校区等に1名配置し、学校支援の一層の充実を図ることが必要であると考えております。また、国において同様の観点から「GIGAスクールサポーターの配置支援事業」としてICT技術者の学校への配置経費を支援する補助制度が創設されているため、本事業の実施に当たっては、当補助金を活用しようとするものでございます。つきましては、国の補助金の受け入れに係る歳入補正予算措置及びGIGAスクールサポーターの配置を行うための費用に係る歳出予算の補正が必要となるものでございます。具体的な金額について、ご説明いたします。表中3「GIGAスクールサポーター配置事業」において、当該事業に係る業務委託の費用といたしまして、11,036,000円の歳出予算を計上しております。また、当該事業の実施に伴う国からの補助金といたしまして、5,517,000円の歳入予算を計上しております。

続きまして4点目、5点目にまいります。どちらも「学校保健安全事業」の補正でございますので、一括して説明させていただきます。本市教育委員会では、令和2年6月からの学校再開に向けて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、消毒液やハンドソープなどの保健衛生用品を各市立学校に配布しております。しかしながら、学校再開後、市立学校において新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や罹患者の発生に伴い、消毒作業を強化したことや、新型コロナウイルス感染者数の減少傾向

に鈍化が見られないことから、衛生管理により一層注力すべきという観点から、保健衛生用品の追加購入を行うための費用について歳出補正予算措置が必要となったものでございます。表中の4及び5ともに「学校保健安全事業」でございます。消毒液等の購入費用として、表中4、小学校においては1,591,000円を、同様に表中5の中学校においては1,023,000円の歳出予算を計上しております。

最後に、6点目といたしまして「市立図書館管理事業」の補正でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公共施設については令和2年2月29日から同年5月31日までの間、臨時休館といたしておりました。その中で、市立図書館につきましては、本来であれば同年4月1日に開館予定でしたが、開館日を延期し、同年6月1日に一部制限を設けた上で開館をいたしております。市立図書館の管理運営については、開館前の同年4月1日から指定管理者が行っている中で、開館前の2カ月間について想定していた利用料金収入が得られなかったことから、指定管理者に今後も安定した管理運営を行ってもらうためには、その間の損失補填が必要となるため、当該経費に係る歳出補正予算措置が必要となるものでございます。表中の6「市立図書館管理事業」に、補償金といたしまして、725,000円の歳出予算を計上しております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員 「GIGAスクールサポーター配置事業」の補正について質問したいと思います。

守口市のGIGAスクールの学びの促進というのは喫緊の課題であるわけです。これは、子どもたちの学力向上に寄与するのに非常に大きいというふうに判断されます。守口市は現在、ICT支援員ということで3名常駐されているというふうにお聞きしております。今回国の補助金が下りますGIGAスクールサポーターの配置事業でございますけれども、これが各中学校区に1名ということであれば、計8名となります。

本守口市は学校が全部で21校ありますが、十分これで対応できるのかどうかということ、少し心配しております。その点を教えていただけたらと思います。

○事務局 中学校区への配置についてでございますが、委員お示しのとおり、現在21校ございます。それにつきまして、中学校区によっては数の違いもありますので、一定事務局でそのあたりの割り振りを行い対応させていただきます。なお、今回平日5日間、9時から5時まで各中学校区等を目安に配置するところでございますので、これまでICT支援員3名が各校の要請に対し支援していた状況を踏まえ、近くに、支援できるサポーターがいるということで、学校支援は充実するものと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○委員 ICT支援員の業務内容と、それからGIGAスクールサポーターの業務内容は当然違ってくるものだと思うんです。今は導入初期の段階ですので、それぞれの学校に一番人手が必要なときだと思うんです。全部の学校の要望をお聞きしながら、順次対応して計画的に進めていくというお話をお聞きして少し安心いたしました。ありがとうございます。

○教育長 ほかに御質問・御意見はいかがでしょうか。

○委員 図書カードの配布ということで、保護者としても大変ありがたいなというふうに思っているんですけども、大体一人当たり幾らぐらいの配布になるのかを教えてくださいたいと思います。

○事務局 小学校1年生から中学校2年生までは、一人当たり1万円を考えております。中学校3年生につきましては進路選択を控えていることから、今のところ2万円を予定しております。

以上でございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 もう一度いいですか。

○教育長　　お願いします。

○委　員　　消毒液などの購入費用の、消耗品費のところなんですけれども、今現在も休校されている学校があるかと思うのですが、休校の際に消毒作業をされると思います。それは今学校に置いてある消毒で、消毒作業を賄っておられるのか、休校になった場合は例えば、市から援助がきて違うもので消毒をするのかを教えてくださいませんか。

○事務局　　コロナが発生した場合の消毒については、教育委員会で準備させていただいて、人員を派遣して消毒作業に当たらせていただいております。

　　以上でございます。

○事務局　　補足でございます。もともと消毒液は各学校に配布しております。休校等になりましたら、その日程にもよりますけれども、職員で行っていただく場合もございます。また、教育委員会から出向いて行うこともございます。その部分につきましては、教育委員会で用意している部分と学校が持っている部分で併用して消毒させていただいております。学校に不足等が生じましたら、連絡をいただき次第学校に教育委員会から臨時的に配布することとしており、基本的に予算措置は6月にもさせていただきます。その部分につきましては、購入した上で各学校に納品して、各学校の在庫等を確認しながら運用を行っておることでございます。

　　以上でございます。

○委　員　　よろしいですか。

○教育長　　お願いします。

○委　員　　聞き漏らしているのかもしれませんが、図書カードですが、守口市に住んでいる中学生で、守口市外の私立中学校に行っている方もいると思うのですが、その方にも配布されるんですか。

○事務局　　おっしゃるとおり、在籍は問いませんので、市内に在住している小学校1年生から中学校3年生すべてに配布予定です。

○委員 市内に住んでいる全員ですね。

○事務局 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 すみません。

○教育長 お願いします。

○委員 参考に聞かせていただきたいのですが、図書館の利用収入云々というのが話として出てきたのですが、一般的にオープンされている状況の中で、利用収入というのはどれぐらいの金額を見込まれているのか、また、今コロナという状況からして、その想定金額よりも少ない収入しかないのではないかと思われるんだけど、開館前の2カ月については補填しようという話があるんだけど、開館後については利用収入が何がしかあるわけだし、その全額を補填しようというのではないのだろうと思うので、そのあたりについての説明を補足していただきたいと思います。

○事務局 ただいまの御質問ですが、今回の725,000円というものは、基本的には4月、5月分はもともと開館していなかったもので、指定管理の提案のときに、ある一定の収入というものを算出して提案していただいていたのが、月550,000円でした。その中から人件費を引いた金額で、なおかつ一旦10月末までの精算ということで4月、5月を基本として今回は計算するという形を取っておりますので、満額お渡しするわけではなしに、お互いに、言い方は悪いですが痛み分けのような状態で、今後もしっかりと運営していただきたいということで、この補償をするものでございます。また、今後新たに休館等の処置が出た場合は、また別途協議ということで覚書を交わす予定でございます。

以上でございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第36号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでし

ようか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第36号につきましては原案どおり承認いたしました。この後は12月議会に提出することになると思いますので、事務局は準備を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、日程第4 議案第37号「令和3年度守口市公立学校教職員人事基本方針(案)について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第37号「令和3年度守口市公立学校教職員人事基本方針(案)について」。

令和3年度守口市公立学校教職員人事基本方針(案)について、次のとおりとする。

令和2年11月19日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第37号「令和3年度守口市公立学校教職員人事基本方針(案)について」を御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書6ページから7ページ、また、別紙「教職員人事資料」をあわせて御参照ください。この人事基本方針は、本市の教育理念を踏まえるとともに、学校教育の健全な発展を期するため、任命権者である大阪府教育委員会の同方針をもとに、本市教育委員会の適正な人事を行うための方針として示したものでございます。昨年度と内容の変更点はございません。これまで内容の変更がない場合でも、年度のみを変更し、提案しておりましたが、基本方針につきましては単年度で大きく変わるものでないという考えから、今年度より年度の明記をなくし、今後は内容の変更が生じる際に、議案として提案させていただこうと考えております。

それでは、基本方針を説明させていただきます。

1、各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置す

る。

2、児童生徒数の増減及び各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。

3、教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換え及び校種間、広域移動等の交流人事を積極的に進める。

4、教職員の新規採用者については、豊かな人間性と教育に対する優れた専門性を有する人材となるよう、その育成に努める。

5、校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材を育成し、登用する。

以上、5点について留意し、人事を行うことを述べております。この方針1の達成に向けては、学校長との人事に関するヒアリングを年間3回行うとともに、学校訪問を行い、教職員の授業観察等により教職員の状況把握に努めております。

次に、方針2の児童生徒数の増減や、それに伴う教職員定数の管理につきましては資料に取りまとめておりますので、御参照ください。

資料の1・2は、11月1日現在の「児童生徒数・学級数の増減に伴う教職員数必要見込み数及び欠員見込み数」を記載しております。令和2年度と令和3年度を比較しますと、小学校では児童数67名減少、一般学級数13学級減少、支援学級数2学級増加を見込んでおります。それに伴う令和3年度の教員必要見込み数は351名で、令和2年度と比較し、15名減少と見込んでおります。退職者数53名、再任用希望者数2名を勘案しますと、欠員見込み数は36名となります。

次に、中学校では、生徒数1名増加、一般学級数3学級減少、支援学級数増減なしを見込んでおります。それに伴う令和3年度の教員必要見込み数は213名で、令和2年度と比較し、5名減少と見込んでおります。退職者数46名、再任用希望者数13名を勘案しますと、欠員見込み数は28名となります。

次に、資料2「新規採用教職員」の状況を説明いたします。表の左は、令和2年度

の新規採用教職員を示しております。右には、令和3年度の新規採用者見込み数を示しており、この数値は資料1でお示ししました欠員見込み数の約6割を見込み数として計上しております。この6割は、大阪府の新規採用教職員の採用率でございます。見込み数として新規採用者をこのように計上しておりますが、欠員が可能な限り少なくなるよう、大阪府教育委員会には新規採用者数をこれ以上に配置いただけるよう、要望をしているところでございます。

最後に、資料3「その他」には、教職員の平均年齢や男女比を記載しております。

資料の説明は以上でございます。まことに簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長　それでは、説明が終わりましたが、何か御意見・御質問はございますでしょうか。

これまでと同様の内容ということではございますが、特に御意見・御質問がないようですので、採決したいと思います。

議案第37号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　ありがとうございます。異議なしと認め、議案第37号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは次に、日程第5　議案第38号「令和3年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書について」を議題といたします。

それでは、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局　議案第38号「令和3年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書について」。

令和3年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書について、次のとおりとする。

令和2年11月19日提出。守口市教育委員会　教育長　太田知啓。

○教育長　それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局　議案第38号「令和3年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書について」を説明させていただきます。

議案書8ページ及び配布しております参考資料をあわせて御参照ください。令和3年度に本市立学校で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条並びに同法施行令第15条に基づき、令和2年4月及び7月教育委員会定例会において採択をしたところでございますが、このたび令和3年度、守口市立学校の支援学級に在籍予定の児童生徒8名につきましては、障がいの状況と保護者の要望により、当該児童生徒に対する教育目標を達成する上で、文部科学省著作教科用図書を使用することが、より適切であると考えております。このことから、学校教育法第34条並びに学校教育法附則第9条に基づき、本市教育委員会において参考資料に示しております種目における、文部科学省著作教科用図書を採択するため、御審議いただきたく存じます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長　ありがとうございました。御意見・御質問をいただく前に、この文部科学省著作教科書について、事務局から簡単に補足をしていただけますでしょうか。

○事務局　文部科学省著作教科用図書についてでございますが、文部科学省では、今課長からも申し上げましたように、4月及び7月の定例会において採択いただきました検定教科書とあわせまして、文部科学省著作教科用図書ということで、知的障がいのあるお子様を対象とした特別支援学校用教科書（知的障がい者用）を作成されているところでございます。例えば具体的に申し上げますと、こちらにございますのが小学校1年生から6年生が使用可能とされている国語の、いわゆる「星本」という呼ばれ方をしておりますが、検定教科書に比べ、より内容を易しくしたものが学年別ではなく段階別に作成されるなど、知的障がいのある子どもたちの障がいの状況に合わ

せて選択できるよう配慮されているものが、文部科学省著作教科用図書となっております。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。それでは、何か御質問・御意見はございますでしょうか。

○委員 質問なんですけれども、大体国語と算数について、あるいは中学校だったら国語と数学について、ここに挙がっているんですけれども、下から2つ目の錦小学校の6年生の分については国語だけしかなくて、算数がないんですけども、これはもう今現在使っているものがあって、それを引き続き使うという認識でいいのでしょうか。少し補足していただけますか。

○事務局 ただいまの錦小学校、来年度6年生の児童についてでございますが、当該校と、それから当該の保護者と話を進める中で、特に国語科における片仮名・平仮名の定着、また、自分の考え・思いを伝える場面に少し苦手な部分が当該児童にあるということで、算数については先ほど申し上げました検定教科書で、国語につきましてはこの星本を使用するというので保護者の要望も受けまして、このような形でお示しをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員 はい、わかりました。

○教育長 ありがとうございます。ほかに御質問・御意見はございますでしょうか。

○委員 基本的な質問かもしれないのですが、国語と算数の本だけ載っているんですけれども、これはほかの教科の教科書というのはないのでしょうか。

○事務局 種目・教科につきましては、小学校、また、中学校ともに国語・算数・数学、それから音楽、3教科が文部科学省で作成されております。

以上でございます。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。

教科書は、ほかの通常学級と同じようなタイミングで子どもたちに給与されるんですか。

○事務局　おっしゃるとおり、年度内には準備をして、来年度当初速やかに給与できるように今、準備を進めているところです。

以上です。

○教育長　当然ですが、これも無償給与の対象になっておりますので、国が負担をして教科書が届くような形になっています。

それでは、ほかに御意見・御質問はないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第38号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　ありがとうございます。異議なしと認め、第38号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは次に、協議事項に移ります。協議事項1「令和3年度教育委員会重点施策(案)について」の説明をお願いします。

○事務局　協議事項1「令和3年度教育委員会重点施策(案)について」を御説明申し上げます。

議案書9ページから13ページを御参照願います。令和3年度予算編成に当たりましては、13ページに掲載しておりますとおり、市長より令和3年度予算編成方針が示されております。教育委員会ではその方針を踏まえて、令和3年度教育委員会重点施策(案)を策定いたしました。

10ページをお開きいただきますようお願いいたします。まず、令和3年度の重点施策(案)を策定するに当たっては、「1、学校施設整備と良好な教育環境づくり」、「2、学力向上への支援」、「3、社会教育の振興」の3つの柱を定め、それぞれに

沿った個別項目を設定した上で、それに即した具体の施策を11ページ及び12ページの「令和3年度教育費予算に係る新規・重点施策（事業）」にお示ししております。

それでは、それぞれの柱とその項目につきまして、順に御説明いたします。

まず、1点目の柱、「学校施設整備と良好な教育環境づくり」におきましては（1）学校施設・教育環境の改善として、今後の市立学校のあり方について検討を進めてまいります。

続きまして（2）安全・安心な教育環境の充実といたしまして、新型コロナウイルス対策はもとより、学校看護師の配置による学校の医療的ケアの充実にも取り組み、保護者や子どもたちにとってより安全・安心な教育環境の提供に取り組んでまいります。

次に、2点目の柱、「学力向上への支援」におきましては（1）人的支援による指導体制の充実といたしまして、従来の学校司書や部活動指導員等の配置をさらに充実させるとともに、新たにスクール・サポート・スタッフを配置し、学校の体制強化に取り組んでまいります。続きまして（2）効率的な授業改善の推進といたしまして、学校指導員の各校1名ずつの配置や、英語指導助手の中学校区への配置等を行い、子どもたちの学力向上を目指してまいります。最後に（3）ICT環境整備の推進といたしまして、指導者用デジタル教科書の配備や、国庫補助を活用したGIGAスクールサポーターの配置等を通して、本市がこれまでに整備してまいりました、ICT機器等を効果的・効率的に授業に活用できるよう取り組んでまいります。

最後に、3点目の柱、「社会教育の振興」における（1）効率的な市立図書館運営体制の構築といたしまして、電子図書館システム導入を行い、市民サービスの向上や学校における一人一台端末との連携に取り組んでまいります。また（2）市立図書館の利用環境の充実につきましては、隣接する大日公園との一体整備による図書館の利便性の向上を進めてまいります。

続きまして、11ページと12ページの具体的な施策について、簡単に御説明させ

ていただきます。

1 番の「学校規模適正化事業」は、今後の学校のあり方について、守口市新しい学校・園づくり審議会に諮問を行い、守口市学校規模適正化基本方針の改定に取り組むものでございます。

2 番及び 3 番につきましては「学びの保障」総合対策パッケージの考えに基づき、市立学校における新型コロナウイルス感染と拡大のリスクを低減する観点から、学校トイレの清掃及び消毒を業務委託しようとするものでございます。

4 番につきましては、学校施設の目的外使用について公共施設予約システムを導入し、市民の利便性の向上と、窓口来庁による新型コロナウイルス感染リスクの低減を目指すものでございます。

5 番につきましては、学校看護師を配置し、日常的に医療ケアを必要とする児童生徒及びその保護者が安心して学校生活を送ることができる体制を構築するとともに、教職員を対象とした研修を行うなどして、本市教育における支援体制の充実を目指すものでございます。

6 番につきましては、元教職員、地域人材等を活用したスクール・サポート・スタッフを各学校に 1 名ずつ配置し、学校業務の補助を行うことで教職員の負担軽減を図り、授業の準備時間やゆとりある児童生徒の指導時間の確保を目指すものでございます。

7 番につきましては、今年度に引き続き、中学校及び義務教育学校に部活動指導員を配置するものでございます。令和 3 年度については、部活動指導員単独の指導も行うことで、教員の授業準備や生徒の指導等を行う時間の拡充を図ります。

8 番につきましては、退職教職員等の教員免許を有する人材を活用した学習指導員を各校に 1 名ずつ配置し、習熟度別学習、放課後等における学習指導を行うことで、児童生徒の学力向上を目指すものでございます。

9 番につきましては、学校司書を各校に 1 名配置し、学校図書館の充実を目指す

ともに、市教委と連携して各校が策定しております学校図書館全体計画及び年間利活用計画の推進等を行い、学校図書館の利用率向上に取り組むものでございます。

10番につきましては、学校図書館にある蔵書をデータベース化するとともに、学校間及び市立図書館とのネットワークを構築し、それぞれの蔵書を共有することで児童生徒が利用できる蔵書の増加を図ろうとするものです。

11番につきましては、小学校13校及び義務教育学校にスクールソーシャルワーカーを週1回派遣するとともに、各校のいじめ防止等対策組織の一員として位置づけ、子どもたちの置かれた様々な環境に、教育分野の知識と社会福祉等の専門的な知識・技術をもってアプローチし、いじめ、不登校・児童虐待などの、課題解決の支援を行うものでございます。

12番につきましては、市立中学校8校に指導者用デジタル教科書を整備し、授業におけるICT機器の活用促進を図ろうとするものでございます。

13番につきましては、中学校区に英語指導助手1名を配置し、各校の外国語活動及び外国科の授業に係る指導等を行うことで、市全体の英語教育の充実を図ろうとするものです。

14番につきましては、中学校及び義務教育学校後期課程の塾等に通っていない生徒を対象に、民間活力を活用した学習機会を提供するもので、家庭学習習慣の定着を目指し、学力向上に取り組めます。なお、令和3年度においては、研究指定校2校において実施しようとするものでございます。

15番につきましては、GIGAスクールサポーターを配置し、学校に配備したICT機器の授業への効果的な活用や、機器の持ち帰りマニュアルの整備を含めた教員の指導体制の充実を図るものです。また、デジタル教材等の調達など、本市のICT教育のさらなる充実と、個に応じた指導をより一層の推進に取り組んでまいります。

16番につきましては、市立図書館に電子図書館システムを導入し、現在運用中の図書管理システムと連携させることで、来館せずとも読書活動ができる体制を構築し、

市民サービスの向上を図るものです。また、学校における一人一台端末との併用により、子どもたちの読書活動のさらなる推進を目指します。

17番につきましては、市立図書館に隣接する大日公園の再整備にあわせて駐輪場の整備やバリアフリー化を行い、市立図書館と公園の連続性を高めることで、図書館の利用環境の充実を図ろうとするものです。

以上、まことに簡単な説明ですが、令和3年度教育委員会重点施策につきまして、御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今後の予定でございますが、教育委員各位の御意見を賜った上で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に対して令和3年度予算に関する意見案を12月定例会におきまして御議決いただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

また、令和3年度予算の市長部局のヒアリングにつきましては、現在事務レベルでの査定が行われているところでございます。今後、企画財政部長及び副市長の査定を終えて市長による査定が、例年どおりであれば来年1月に行われるものと思われま

以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。盛りだくさんの施策でございますので、御意見・御質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 それじゃあ。

○教育長 お願いします。

○委員 7番の部活動指導員配置事業の件ですが、将来的に中学校の部活動の地域への移行を見据えた検討と書いていますが、ということは、中学校からクラブというものがなくなるということでございますか。その方向で考えているということですか。

○事務局 今、文科省から、令和5年度を目処に休日における部活動の指導については学校の先生方ではなく、学校の先生方がもし来られる場合は兼業・兼職を行うよ

うに進めていくことが、スケジュールとして示されています。そのために、令和3年度・令和4年度に先進的にいろいろな取組みを検証した上で、令和5年度から段階的に実施していこうということが、指針として示されているところです。本市としましても、そのスケジュールにあわせてどのような部活動のあり方がいいのかを研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員 土日の部活動を地域へ移行するということですか？

○事務局 はい。

○委員 それから通常の教育の日は、今までどおりにクラブ活動をやろうと、こういうことですか。

○事務局 はい。

○委員 ぜひ、国の意向ももちろんですけれども、当該生徒や保護者の御意見も大切にしていきたいなと思います。よろしくお願いします。

○教育長 これは、国の補助金にも手を挙げていく予定なんですか。

○事務局 そのとおりでございます。

○教育長 ほかに御意見・御質問をお願いいたします。

○委員 ちょっとすみません。

○教育長 お願いします。

○委員 今のことに関連して教えていただきたいのですが、休日というお話があったのですが、例えば対外試合等をする場合、休日を使うということが多いと思うのですが、そのときの指導教員というか、付き添い教員というか、そういうものの位置づけについてはどういうふうになるのでしょうか。普段の練習については教員が行って、休日になった場合にはそれと少し形が変わるものになるというときの、その連携ですね。そこのあたりについて少し補足していただけないか。

○事務局 国からは、細かい部分についてはまだ示されてはいませんが、例えば現

時点で言いますと、部活動指導員の方の単独での引率であるとか、競技指導は可能と
なっていますことから、部活動指導員の方は平日の指導及び休日の対外試合への指導
も可能になっていると。ただ、委員御指摘のとおり、もし地域へ移行となった場合に
は、教職員が切り離された状況になりますので、この連携をどのようにしていけばい
いのかというのを、今後研究を進めてまいりたいと考えています。よろしくお願いい
たします。

○委員 いいですか。

○教育長 お願いします。

○委員 14番の「中学校放課後等学習支援事業」については、新規事業になる
と思いますけれども、すでに小学校で民間の活力を活用して、小学校全校で5・6年
を対象に土曜日学習ということで実施されています。前回もその土曜日学習を実施し
た結果についての成果をお話いただいて非常に心強く思ったわけです。その成果を小
学校でそのままストップするのではなくて、その子どもたちがいずれは中学校に行きま
すので、その成果をさらに充実するために新しい新規事業として中学校までということ
だと思っんです。小学校の場合は5・6年を対象になったんですけれども、中学校の
場合の対象という場合は、どの学年が対象になるのか。また、塾に通っていないとい
うのが一つのキーワードになっていますので、一つの学校で何%ぐらいがその対象者
になるのか、そういうことを少し教えていただければと思います。

○事務局 対象につきましては、中学1年生から3年生までの3学年すべてと考
えております。また、人数につきましては、今後研究を進めていくということで、各学
年6名を想定しております。

以上でございます。

○委員 全体の中学校の実施に移行するのは来年度ぐらいになるんですか。令和
4年もしくは5年、そのあたりの見通しはあるのでしょうか。

○事務局 令和3年度につきましては、2校において研究を進め、その検証も踏ま

えて翌年度に実施できる方向で研究を進めていきたいと考えております。

○委員 はい。ありがとうございました。

○教育長 ほかに御意見・御質問はいかがでしょうか。

○委員 それじゃあ。

○教育長 お願いします。

○委員 15番の「GIGAスクール学びの促進事業」でございますが、今年度中に一人一台端末が実現すると思います。それが、せっかく一人一台になって宝の持ち腐れにならないように、使い方を学ぶということは大事なことです。ただ、学んでも頻繁に使わないと忘れてしまいますので、積極的に使うという意識啓発をぜひお願いしたいと思います。

それから、機器の持ち帰りということです。これも私は大賛成でございますので、できるだけスピード感をもって実現するようにお願いをしたいと思います。

以上です。

○教育長 私からも少し。「GIGAスクール学びの促進事業」は比較的大きいのですが、いろんなものが入っていますので、この事業についてどんなものが含まれているのかを補足していただいた上で、今の質問に御回答いただけたらと思います。

○事務局 ただいま御質問がございました、「GIGAスクール事業の学びの促進事業」でございますが、委員がお示しのとおり、今回一人一台端末の効果的な活用も含めて、着実に実施するための予算取りとさせていただいております。4つの柱がありまして、まず、GIGAスクールサポーターを配置するというものがございます。先ほど補正予算で御承認いただきましたが、今回は統括的な役割ということで、1名を配置するものでございます。加えまして、ソフトの支援といたしまして、支援学級のお子さんに対するソフト等を導入しまして、それを効果的に活用してまいりたいと思っています。また、加えまして、ハード面でございますが、この間指導者用端末につきましては整備をしておりませんでした。今回教員にもアプリ等、また、来年度

から調査研究を考えております学習者用のデジタル教科書を含めた指導者用の端末整備も予算要求をしていくところでございます。また、先ほどございました、持ち帰りについてでございますが、やはり学校・家庭が同じ共通認識をもって進めていきたいということで、1点は情報モラル教材といたしまして、学校だけでなく、保護者の方も御家庭でお子さんと一緒に見ていただけるような教材も入れておりますし、また、フィルタリングにつきましても、お子さんが学習活動以外に、例えばゲーム等を御家庭で利用できないようにフィルタリング等の予算要求もさせていただいているところ
です。

最後になりますが、一人一台端末を効果的に活用するとともに、安心・安全に活用できるように今回予算要求をさせていただいておりますので、大変雑駁な説明でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員　今の説明の中に、小学校の場合は昨年ですか、指導者用のデジタル教科書、それから今度は、令和3年度は中学の教科書が変わりますので、それを購入する説明のときに、学習者用のデジタル教科書の利便性の研究を進めてまいりますという
ような話があったんですけれども、そのへんをもう少し詳しくお話を聞ければと思
います。

○事務局　説明が不足いたしまして申しわけございません。今、委員お示しのとお
り、指導者用デジタル教科書は、先生方が主に電子黒板に映して子どもたちにわかり
やすく説明するものでございますが、今申し上げました学習者用デジタル教科書につ
きましては、来年度文科省が調査研究の一つとして挙げておりまして、現在の意向と
いたしましては小学校5・6年生で1教科、中学校で2教科、希望する学校に学習者
用のデジタル教科書、お子さんが一人一台端末に教科書をインストールして学習する
という調査研究がございますので、教育委員会といたしましては積極的にその活用も
含めて進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員　　ということは、文科省の調査研究に名乗りを上げて、守口市としても進めていくという意思のあらわれでしょうか。

○事務局　　教育委員会事務局といたしましては、その学習者用デジタル教科書も活用して、お子さんに最適化された学びを実現したいと思っておりますので、調査研究にエントリーをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員　　ありがとうございます。

○教育長　　文科省の学習者用デジタル教科書普及促進事業という事業で、来年度目玉の事業でもあるのですが、まだ文科省でも具体のやり方を検討している段階で、基本的には文科省、国が教科書会社に委託するような形で事業を実施すると。そしてまた別途、都道府県を通じて実証研究をする学校を応募するというようなことを今考えておりますので、そういったところに本市としても積極的に手を挙げていきたいと思っております。どの教科で挙げるかなども今教育センターを中心に教科書会社にも来てもらって具体的にどういったことができるのかと、いろいろと話を聞いている段階です。そういったものを踏まえて、どの教科で手を挙げるかについて見きわめていながら、ぜひ積極的に手を挙げていきたいなと思っております。

ほかにいかがでしょうか。では杉岡委員、お願いします。

○委員　　2番と3番の「トイレ清掃・消毒業務推進事業」についてなんですけれども、文部科学省の衛生管理マニュアルでは、トイレに関しては通常の範囲で清掃し、特別な消毒作業は必要ありませんというふうに書いてあるのですが、業務を委託してまで消毒作業を行う必要性と、あと、なぜトイレに限定しているかということをお教えいただきたいなと思います。

○事務局　　委員が今お示しいただきましたとおり、国からの通達というのはそういった形になっているんですけども、現在大阪府におきましては、やはりまだ、トイ

レの中全体、便器等につきましては子どもたちに清掃させないようにという通達がある中で、今現在は教職員の先生方が清掃、場所によっては消毒にも当たっていただいているという現状でございます。しかしながら、来年度以降におきましては、教職員の負担軽減、また、安定的な清掃・消毒ということで業者に委託した中で、今度は教職員本来の教育に携わる時間を増やしていただきたいという思いで事務局で予算要求をさせていただくという次第でございます。消毒まで必要ないという部分も重々わかっているんですけども、手洗いなど共有部についてという形での予算要求となっております。

以上でございます。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。

○委員　今ので、すみません。頻度もお伺いしていいですか。毎日掃除に来られるのか。

○事務局　今回予算計上をさせていただいているのは、毎日清掃していただく。消毒については一部の部分、共用部分やスイッチの部分とか、そういったところ限定になるかもしれませんが、基本的にはどの学校のどのトイレも、毎日清掃していただくという予算計上になっております。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。

○委員　一点教えていただきたいのですが、9番の「学校図書館司書配置事業」に関連するのですが、司書教諭、学校司書を充実させていくという方向性についてはよくわかるんですけども、結局司書教諭、あるいは学校の図書館担当教員と連携しながらうまくやっていってくださいという話なんだけれども、現実的な問題として司書教諭という方々が現在どれぐらいおられるのか。おられない場合は学校図書館担当教員というものを定めて学校司書と連携してと、こういうことになるんだろうと思うんですけども、司書教諭は現実どれぐらいおられるのかという情報を教えてください。

○事務局 今年度につきましては、司書教諭の方は各校1名配置させていただいております。

○委員 完了ですか。

○事務局 はい、そのとおりです。

○事務局 補足でございますけれども、各校にはそういった司書教諭免許を持っている者の1名配置が完了しておりますことと、加えまして、司書教諭免許を持っている教員につきましては守口市全体で、正確な数字は今ございませんけれども、かなりたくさんの数の教員が司書教諭免許を所持しております。年度末人事におきまして、司書教諭の免許所持者が各校に必ず1名は配置できるように、そこは配慮をしているところでございます。

以上でございます。

○委員 それだけ増えたということですよ。わかりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

では、私からも。5番の「学校看護師配置事業」というのは今回初めて予算要求するものですが、医療的ケアを必要とする児童が入学するということで必要な事業だなと思っておるのですが、教職員もある程度特定行為はできると思うのですが、看護師など医療従事者ではないとできない業務というのがあるかと思しますので、その業務の内容を教えていただきたいのと、それから、看護師不足で確保するのがなかなか難しいと思いますが、確保の見通しなんかも事務局から補足いただけたらと思しますので、お願いします。

○事務局 ただいま教育長がおっしゃった2点でございますけれども、お示しのとおり特定行為ということで、今回の当該児童につきましては、医療的ケアの内容としては、喀たん吸引ということで、たんの吸引、口腔内のものがございます。こちらについては国が示す5つの特定行為に限って、研修を修了した教職員においても実施がで

きるものではあるんですけども、それ以外の医療行為については、医師や看護師等以外は行うことができないため、このたび学校看護師の予算要求をしているという状況でございます。

それから2点目、人材確保につきましては、もう既に動いているところではありまして、具体的には当該校の管理職の知り合いの方に当たっていただいていることで、現時点で訪問看護等において看護師の方、当該児童に当たっておられる方もいらっしゃいますので、そういった方々のつてもきちんと参考にさせていただきながら人材確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございました。

○委員 ちょっとだけ教えてほしいです。病院の看護師と学校の看護師というのは、児童生徒を対象に医療的ケアをされるわけですけども、病院の看護師とどこが違うんですか。資格的にも違うんでしょうか。

○事務局 具体的に、看護師免許を有しているという部分については共通しております。委員お示しのとおり、医療的ケアを行う対象が一般の方と、それから学校看護師については児童生徒ということで、そういった住み分けがなされているということでございます。

以上でございます。

○事務局 今の部分で補足なんですけれども、看護師という部分で免許を持っておられるという点では、統一して分け隔てはございません。当然、小学校・中学校を通して病院・幼稚園・保育所という部分については看護師というふうに本市でも配置を努力しております。ただ、学校に関しては医療的ケアが必要という、看護師しかできない業務がございます。そのために今回入れさせていただくという形で、本市の中では知的障がいの施設があります。小学校に入る前まではそちらの施設にも通われている実態があります。今回、地域の学校に行きたいという保護者の意向からこういう形

で聞いておりますので、教育委員会としてはその配慮という形で努力して配置して、地域の学校に通っていただくという思いの中で今回挙げさせていただいている次第でございます。

○委員　そうしたら、その当該の保護者の御要望などもしっかり聞いて、それを受けとめながらいろいろ考えていらっしゃるということですね。ありがとうございます。

○事務局　それからもう一点、先ほどの私の答弁の補足でございますけれども、教職員が特定行為として医療的ケアの実施ができるとお伝えはさせていただきましたが、それが可能となる場合については一定の費用を伴う講習を受ける必要があることから、年度当初から円滑に医療的ケアの実施が日常的にできるように学校看護師のほうを配置したいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長　ありがとうございました。

この制度は非常に専門的ではあるのですが、さっき冒頭の説明にありましたとおり、看護師しかできない業務がありますので、そこがやはり看護師、あとは医師にお願いしなければならないので、今回配置するというような事業です。加えて、特定行為については一定の講習を受けると、4つか5つに限定された業務については教職員もできるようになりますが、こちらの部分はやはり看護師にお願いしなければならないので、やはり配置は必要なのかなと考えております。

あと、これは国の補助金も活用する予定ですよ。国の補助金でも実際に、この事業は学校看護師と、少し誤解してしまうかもしれませんが、どちらかと言うと学校に配置するというようなニュアンスですよ。直接自治体が雇用するケースもあれば、それから病院と契約して、病院から派遣してもらうようなケースでやっているような自治体もあります。これは従前に特別支援学校を中心にやっていたのですが、近年小中学校への医療的ケアを必要とする児童生徒が入学してくる数が非常に増えてきたこ

とから、国もこの事業を充実しているところでございますので、こういったものを活用して、こういった医療的ケアを必要とする子どもが本当に、学校にいる間安心して学べるように環境を整えていかなければならないと考えております。

ほかにいかがでしょうか。

すみません、じゃあ、10番の「学校図書館ネットワーク事業」について、せっかくGIGAスクールも始まるので、そういった一人一台端末とどういった点が連携して便利になるのかを、もしあれば教えていただけたらと思います。

○事務局　ただいま教育長からございました、学校図書の電算化とネットワークでございますが、少し説明させていただきますと、今回学校にある図書を全てデータベース化することによりまして、子どもたちは今教育長がおっしゃった端末を使いまして、キーワード検索ができるようになります。そのキーワード検索によりまして学校にある本、あるいは市立図書館にある本を検索することができますので、これまでお子さんは図書館に行って、分類に沿って本を探していたのですが、このデータ化によりまして、今申し上げた図書を見つけ出すという作業時間の短縮に大変有効かというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長　データベース化するとインターネットで検索できるので便利になるのですが、今度は一人一台端末になりますので、子どもたちが家庭に端末を持ち帰ることで、家庭からも学校の図書館の蔵書も検索できるようになるので、そういったところも連携しながら子どもたちの読書を活性化させていきたいなと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

今日は、3年度予算に向けてたくさん御意見をいただきました。皆さんからいただいた御意見は本当に貴重ですので、また来年度の施策について具体的な事業の進め方を検討するに当たってしっかりと設計していきたいと思っております。また、これから市長部局との予算折衝が待っていますので、しっかりとこういったものが着実に実

現できるように、私も含めて事務局一体で予算の獲得に向けて努力していきたいと思
いますので、また皆様の御支援も引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、協議事項については以上で終わらせていただきます。

それでは、ほかに何か事務局から報告や連絡等はございますでしょうか。

○事務局 私からは、守口市立学校の宿泊学習等の現在の実施状況等について御報
告させていただきます。

現在までの間、各校ともコロナウイルス感染症対策をした上で、大きな混乱等なく
実施を終えているところでございます。今後の実施予定といたしましては、小学校で
2校、こちらは6年生の修学旅行があります。また、中学校で2校、こちらもどちら
とも1年生で、スキー合宿を控えている予定でございます。

以上でございます。

○教育長 ほかに御報告はいかがでしょうか。

○事務局 私のほうからは、新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業につい
て御報告させていただきます。

令和2年11月10日火曜日、守口市立大久保中学校長より、本校関係者1名が新
型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の結果、陽性と判定されたとの報告があっ
たことから、学校保健安全法第20条及び新型コロナウイルス感染症による学校臨時
休業対応基本方針に基づき、11月11日水曜日から11月13日金曜日まで臨時休
業とさせていただきました。その後、保健所による疫学調査が終了し、安全が確認さ
れましたので、クラブ活動につきましては一部のクラブを除き、11月14日土曜日
から、授業につきましては11月16日月曜日より再開いたしました。なお、保護者
からは、コロナが出たのは本当なのか、濃厚接触者の特定はいつぐらいをめどに終わ
るのか、職場への報告も必要なためクラスにいないのか、などの問い合わせがありま
したが、学校からは特段の混乱もなく運営がなされている旨の報告を受けております。

次に、錦小学校における新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業について御

報告させていただきます。11月15日日曜日、守口市立錦小学校長より、本校関係者1名が新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の結果、陽性と判定されたとの報告があったことから、11月16日月曜日から11月18日水曜日まで臨時休業とさせていただきます。その後、保健所による疫学調査が終了し、安全が確認されましたので、本日11月19日木曜日より学校再開いたしました。なお、保護者から学校へは、大久保中学校と同様の問い合わせが10件、教育委員会へは3件ありました。

次に、さつき学園における新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業について御報告させていただきます。11月16日月曜日、さつき学園校長より、本校関係者1名が新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の結果、陽性と判定されたとの御報告があったことから、11月17日火曜日から11月19日木曜日まで臨時休業とさせていただきます。その後、保健所による疫学調査が終了し、安全が確認されましたので、11月20日より学校再開いたします。なお、夜間学級につきましては、保健所による疫学調査について現在も継続中のため、11月23日月曜日より学級閉鎖といたします。

また、大久保中学校、錦小学校、両校とも授業再開時にはスクールカウンセラーを派遣しており、さつき学園につきましても学校再開後にはスクールカウンセラーの派遣を予定しております。

以上、御報告させていただきます。

○教育長 ありがとうございました。

○事務局 ただいま報告がありました件の補足でございますが、新型コロナウイルス感染症による臨時休業に入りました後、やはり保護者の皆様の不安が非常に高まるという状況がございますので、今現在取り組んでおりますのは、保健所による疫学調査、この第一次が終了し、濃厚接触者と特定された方には既に個別にお伝えをしております、などの途中の経過を各校の緊急用メールで配信させていただくようにしておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○委員 よろしいですか。

○教育長 お願いします。

○委員 濃厚接触者が複数名出て、ほぼ全員陰性ですね。それはありがたいんですけども、陰性になっても健康観察期間があるので、濃厚接触になりますとかなりのダメージを受けます。ぜひ具体的に、どういう行為が濃厚接触に当たるのかというのを児童生徒にも知らせてあげて、極力その機会を避けるように具体的な指導をしてやってほしいです。普通にしゃべっている分には濃厚接触にならないはずですから。それをすると濃厚接触になってしまうんですよ、ということ言えば少し効果があるのかなと思います。

以上です。

○事務局 ただいまおっしゃっていただきましたとおり、やはり濃厚接触者になりますとその時点で約2週間程度の出席停止となりますので、子どもの学びにも非常に大きな影響を与えるということで、本市で1校目が発生して以降、その詳細な状況を校長会でお伝えをしまして、やはり学校としては可能な限り濃厚接触者を出さないということで、今現在取り組んでおります手洗い、また、マスク着用による咳エチケット、換気、そして可能な限りの距離の確保、これをしっかりと取っていくようにということは、今現在お伝えをさせていただいているところですので、今後も本市の状況を踏まえて継続的にそのような注意喚起も行ってまいりたいと考えております。

○委員 やはり、一番危ないのがランチのときかと思います。マスクを外さないと食べられませんので。どうしても親しくなると油断して、密接して向き合って食べると一発で濃厚接触になりますので、そこを何とかこらえてもらおうと随分と違うと思うんです。

○事務局 今おっしゃっていただきましたとおり、やはり食事のときはマスクを外す状況になりますので、まず小学校においては、班で昼食を取る形は今現在取ってお

らず、全員一方向を向いて食するという形を継続させていただいていますことと、あと、中学校の食堂におきましては、できるだけ飛沫が飛ばないようにということで、つい立てを立てさせていただいております。なお、今回発生した学校で遠足等に行かれているような場合にも、その学校の取組みとしてはお昼のお弁当、これについても1列で同じ方向を向いて食べるなどの取組みも行われているところでございます。

以上でございます。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。

○事務局　教育センターからは、G I G Aスクール事業関連について、3点御報告申し上げます。

1点目は、一人一台端末整備状況についてでございます。10月19日から第一中学校、八雲中学校3年生、10月26日からその2校を除く6校の中学3年生において、全校中学校3年生のタブレット端末の活用を開始いたしました。今月11月末には小学校6年生、12月初旬に中学2年・1年、12月下旬には小学5年・4年と続き、当初完了日と予定していました2月よりも1カ月早く、1月末には一人一台端末整備が完了する見込みでございます。この間、教育センターといたしましては、全教職員が閲覧できるセンターサーバ内にG I G Aスクールライブラリーを立ち上げ、i P a d及びソフトウェアの活用に係る児童生徒用の動画及び教員用の動画を作成、格納いたしますとともに、I C T支援員と連携し、教育センター指導主事が各校の要望に応じた校内研修での活用方法の周知に努めてきたところでございます。また、今回導入する授業支援、ドリル等のソフトウェアの活用についても、一人一アカウントの配布につきまして、今月末には全児童生徒分発行できる予定でございます。また、先ほど保健給食課より説明がございました、今回新型コロナウイルスにより出席停止となります児童生徒に対しましては、現在当該校と連携しまして端末に加え、ルーター等を貸し出し、Z o o m等によるオンライン学習の実施にて取り組む準備をしているところでございます。

2点目は、大阪府教育庁主催の一人一台のタブレットパソコン環境に向けた授業づくり研修についてでございます。恐れ入りますが、お手元に資料を御用意させていただいておりますので、ご覧ください。本研修は大阪府が指定しました府内1小学校、1中学校にて、タブレット端末を活用した授業づくりに関する公開授業を通した研修でございます。本市立守口小学校が指定を受けまして、12月14日開催するものでございます。当日の内容としましては、小学6年生社会科単元の「明治の新しい国づくり」について、江戸時代と明治時代の2つの町の様子絵を見比べながら、明治時代の特徴等を学習するものでございます。一人一台端末を効果的に活用し、児童が主体的・対話的な学びが実現できるよう、現在学校と教育センターが連携しまして研究を進めているところでございます。なお、当日は府内各市より1名ずつの教職員の参加のもと、感染予防には十分配慮しつつ実施いたします。加えて、市内学校には、授業のみライブ配信を予定いたしております。教育委員の皆様方におかれましては、まことに御多忙のところ恐れ入りますが、御参加いただけます場合は教育センターまで御一報いただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

最後に、本日添付資料といたしまして、10月末に保護者の皆様方に配布しました資料、こちらはホームページにも掲載しておりますが、添付させていただいております。今後、12月の「広報もりぐち」におきましても、教育長によるGIGAスクール事業の御解説も掲載し、広く市民の皆様への発信にも取り組んでいるところでございます。引き続き本事業の、児童生徒を誰一人取り残すことなく最大限に学びを保障し、学力を向上させることを目指し、学校と連携し、保護者の皆様の御理解も得つつ取り組んでまいりますので、教育委員の皆様方におかれましては本事業におきまして、引き続き御指導賜りますようお願いいたします。

以上、教育センターからの御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかに連絡、御報告はありますか。

○事務局 私からは、現在建設中のさくら小学校で、新校舎内に整備いたします大枝交番に関しまして御報告申し上げます。学校全体の工事としましては、現在令和3年3月の完成に向けて、おおむね計画どおりに進捗しているところなんですけれども、大枝交番に関しましては先行して大阪府警本部が仮使用することになっておりますので、これにかかわります検査、こちらを11月26日に行いまして、交番の運用開始は12月2日に予定しております。

報告は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○事務局 申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。先ほど協議事項で協議いただきました議案書の12ページに、表現の誤りがございましたので、お伝えさせていただきます。

ナンバー12番及び13番について、真ん中の施策内容の欄ですけれども、こちらに、12番ではデジタル教科書の整備事業の施策内容で「市立中学校の全8校へ」とございますけれども、こちらは「市立中学校及び義務教育学校」に訂正をさせていただきます。さつき学園も含めて8校へデジタル教科書を導入してまいります。

13番の英語指導助手派遣事業も同様に、施策内容の説明が「中学校区」とございますが、こちらも「中学校区及び義務教育学校」と訂正をさせていただきます。

まことに申しわけございません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○事務局 私からは、学校施設の目的外使用に関する所管課の一部の変更について御報告させていただきます。

現在、守口市内での市立の小学校・中学校・義務教育学校も含めまして、学校教育に支障のない範囲で目的外使用を、使用の申請をいただきまして許可の手續を得て、市民の方々に御利用いただいているんですけれども、現状といたしましては小学校の月曜日から土曜日まで、また、中学校につきましては基本的には全日、学校管理課の

所管の手続となっております。小学校の日曜日及び祝日、また、中学校で言いますと梶中学校・錦中学校のナイター設備を伴う運動場の使用につきましては、生涯学習・スポーツ振興課の所管となっております。現在、市民サービスの向上、また、事務効率の見直しという中で、できる限り窓口を統一できないかということで担当課で調整した結果、小学校の日曜日及び祝日に関しましても、学校管理課所管で申請の手続を行い、市民サービスの向上のため窓口を一本化した形で運用していきたいということで、11月6日づけで事務決裁の手続を経ております。ナイター設備を伴う梶中学校・錦中学校の運動場使用につきましては、専ら活動内容がスポーツ及びレクリエーションであることから、こちらについては引き続き生涯学習・スポーツ振興課の所管となりますが、それ以外の目的外使用の申請許可につきましては学校管理課所管という形で、令和3年3月1日から事務手続を学校管理課で行い、4月以降の許可書の発行当につきましても学校管理課で行ってまいりますので、御報告させていただきます。

○教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、最後に宮垣課長、美術展のPRを、ぜひお願いします。

○事務局 本日より守口市教育委員会及び市美術協会の共催で、1階の会議室を全室使いまして、美術展覧会を開催しております。今回コロナの関係で作品出展等が減るのではないかという状況だったのですが、昨年同様程度の出展もありまして、今日から開催することができております。お時間がありましたら先生方も見に行ってくださいまして、また御感想もお聞きしたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

失礼します。

○教育長 ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、本日の定例会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

閉会：午前11時36分